

議題 1

千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会あんしんケアセンター等運営部会
部会長職務代理者の指名について

参考

千葉市社会福祉審議会条例（平成12年千葉市条例第10号）抜粋

（委員長）

第5条

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第9条

7 第5条から第7条までの規定は、第1項から第5項までに規定する部会（以下「部会」という。）について準用する。この場合において、第5条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「会務を総理し、審議会を代表する」とあるのは「部会の事務を掌理する」と、同条第4項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、同条第3項及び第5項並びに第7条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。